

答申案件の概要

|         |   |            |
|---------|---|------------|
| 件名      | 産科医療体制確保に関する意見交換に係る文書についての一部開示決定処分に対する異議申立て   |            |
| 担当課     | 開示決定等   | 医療薬務課      |
|         | 異議申立て   | 医療薬務課      |
| 対象行政文書  | 平成20年3月4日及び4月10日の産科医療体制確保に関する意見交換に関する説明用メモ  |            |
| 経緯      | 開示請求年月日   | 平成20年5月26日 |
|         | 開示決定等年月日  | 平成20年6月13日 |
|         | 異議申立て年月日  | 平成20年8月8日  |
|         | 諮問年月日   | 平成20年8月21日 |
| 本件処分の内容 | <p>一部開示決定<br/>(不開示部分)</p> <p>(1) 弘前大学医学部産婦人科学講座水沼英樹教授との意見交換(本件行政文書1)</p> <p>ア 三沢市立三沢病院の産科医の医師名に係る情報(本件情報1)</p> <p>イ 十和田市立中央病院の体制強化に関する県の提案に係る情報(本件情報2)</p> <p>ウ 県南地域の産科医療体制の改善策に関する県の提案等に対する弘前大学の意見に係る情報(本件情報3)</p> <p>エ 本県の特定の医療機関勤務を希望する県外の特定の大学医局に所属する医師に係る情報(本件情報4の1)、県南地域の産科医療体制の改善策に関する東北大学からの提案に係る情報(本件情報4の2)、県内中核病院の産科医の負担軽減のための派遣システムの構築に係る県の提案及びこれに関連した弘前大学の意見に係る情報(本件情報4の3)、臨床研修医の研修システムの在り方に関する弘前大学の意見に係る情報(本件情報4の4)</p> <p>(2) 産科医療体制確保に関する弘前大学水沼教授との意見交換(H20.4.10)(本件行政文書2)</p> <p>三沢市立三沢病院の産科医の医師名<br/>(不開示理由)</p> <p>(1)のア及び(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当(個人が識別される情報であるため)</li> </ul> <p>(1)のイについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第6号該当(県と独立行政法人との相互間における協議に関する情報であって、具体的な意思決定の前段階としての選択肢に関する自由討議であり、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの干渉等の影響を受け、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため)</li> </ul> <p>(1)のウについて</p> |            |

|          |  |
|----------|--|
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第7号該当（独立行政法人が行う人事管理の事務に関する情報であって、県と相互間のみでの共有を前提とした情報であり、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため）</li> </ul> <p>(1)のエ（本件情報4）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第6号該当（県と独立行政法人との相互間における協議に関する情報であって、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの干渉等の影響を受け、率直な意見交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため）</li> <li>・ 条例第7条第7号該当（県が行う医師派遣または独立行政法人が行う人事管理の事務に関する情報であって、県と独立行政法人相互間のみでの共有を前提とした情報であり、公にすることにより公正かつ円滑な医師派遣または人事管理に支障を及ぼすおそれがあるため）</li> </ul>   |
| 異議申立ての趣旨 | 本件行政文書1及び本件行政文書2の全部開示を求める。   |
| 審査会の結論   | <b>青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。</b>   |
| 審査会の判断要旨 | <p>&lt;条例第7条第3号該当性について&gt;</p> <p>○ 本文該当性について</p> <p>本件情報1は、三沢市立三沢病院の産科医2名の医師名で、辞職予定を表明している医師名を含むものであり、当該情報は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第3号本文に該当する。</p> <p>○ ただし書該当性について</p> <p>① ただし書イ該当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当審査会が調査したところ、三沢市立三沢病院の産科医の医師名については、そのホームページ等で略歴などと併せて公表されているが、いずれの医師が退職予定を表明しているかについて、それを判断することができる情報までは公表されていない。</li> <li>・ 一般に、地方公共団体の職員の退職者の情報については、その定例人事異動の際など、退職前に公表されることはある。しかし、本件情報1は、辞職予定を表明している医師に係る情報ではあるものの、当該医師は、当該病院から慰留を受け、診療も継続中であるなど、辞職自体が確定していない段階での情報であり、そのような情報についてまで、公表慣行等があると認めるに足る具体的な事情は見出すことができない。</li> <li>・ よって、本件情報1は、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。</li> </ul> <p>② ただし書ロ該当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきものであり、このことも踏まえ、条例では、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示としている。条例第7条第3号ただし書ロは、これに対する例外的な開示規定であって、それが適用されるためには、当該情報の開示により、人の生命、健康、生活又は財産の保護に資することが相当程度具体的に見込まれる場合で、当該個人の権利利益を侵害してもやむを得ないと評価するに足る事情が存することを要すると解すべきである。</li> </ul> |

- ・ 本件情報1を公にした場合に明らかとなるのは、三沢市立三沢病院において辞職予定を表明している産科医師名だけであって、そのことが直ちに患者の生命、健康の保護につながるなど、人の生命、健康等の保護に資することが相当程度具体的に見込まれる場合に当たるものとは言い難い。本件情報1を公にすれば、辞職に係る当該医師の意思決定が阻害されるおそれが生じることは否定できないものであり、このような個人の権利利益を侵害してまでも、開示することの公益が優越すると評価するに足る事情は認められない。
- ・ よって、本件情報1は、条例第7条第3号ただし書口には該当しない。

③ ただし書ハ該当性

- ・ 本件情報1は、三沢市立三沢病院において辞職予定を表明している産科医師名に関する情報であるが、当該医師が辞職するかどうかそれ自体は、個人の私事に関する情報と言うべきもので、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報とは言えない。
- ・ よって、本件情報1は、条例第7条第3号ただし書ハには該当しない。

- 当審査会の調査審議は、不服申立て事案の処理の一環としてなされるものであり、本件異議申立ての審査においても、本件処分の処分時点における実施機関の判断が妥当か否かについて検討すべきであって、異議申立人が主張する本件処分後の事情変更については、これを考慮する必要はない。

- 以上から、本件情報1は、条例第7条第3号に該当する。

<条例第7条第6号、第7号該当性について>

○ 本件情報2について

- ・ 本件意見交換は、弱体化している県南地域の産科医療体制の改善策等について、県が、最も有力な産科医派遣元である弘前大学産婦人科医局と行ったものであり、県が主導した「県南地域産科医療体制強化推進事業」を推進することにより、県内の医師の配置状況に影響を与えることを考慮して行われた、情報提供・事前協議でもあると認められる。そして、その会場、出席者の態様からすると、公開が予定されていない状況で行われた、小規模な実務的会合であって、その場での率直かつ自由かつつな意見交換を通じ、問題点の把握、確認が行われるなど、本件意見交換における協議内容は、その後、県が産科医療体制の確保施策を進めていく上での参考意見、指針として活用されるものであると考えるのが相当である。
- ・ 本件情報2は、このような性格を有する本件意見交換で行われた県からの提案であり、その内容は、東北大学や弘前大学からの支援といった一般論とは異なった具体的な内容を含むものであるほか、提案に当たっては関係者が関与しておらず、その後の検討・協議を要するものであって、修正等の可能性も否定できない、未成熟かつ流動的な情報であると認められる。そして、このような情報が公になると、県に対する信頼関係が損なわれ、この種の実務的な会合において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、将来の同様の会合にも重大な支障を及ぼすおそれがあるほか、外部からの圧力により、「県南地域産科医療体制強化推進事業」など、産科医療体制確保に係る各種施策が不当な影響を受けるおそれも否定できない。

### ○ 本件情報3について

- ・ 本件情報3の内容を見分すると、所属医師を派遣する弘前大学としての、関係病院への派遣に対する評価、方向性が示されているところであり、また、本件意見交換の性格を踏まえ、公開しないことを前提に発言したと考えられる率直かつ、具体的な意見であると認められる。
- ・ 当審査会が調査したところ、青森県保健医療計画（平成20年7月）においては、上十三地域医療圏の現状として、「産科医不足により管内産科医療機関の多くが休診しているため、現在分娩を扱っている三つの医療機関に妊婦が集中し、地元での出産が困難な妊婦は、他の地域の医療機関に分散し、長距離通院が余儀なくされている」、「2次医療を担う地域周産期母子医療センターが管内になく、それに準じた機能を有する十和田市立中央病院も休診しているため、現在は、三沢市立三沢病院がその機能を担っている」などを挙げている。

また、過去、県内の産科医不足が危機的状況となったことを背景に、中核的な病院に産科医を集約するため、上十三地域については十和田市立中央病院を中核病院にすべく、弘前大学が産科医を再配置しようとした際、利害関係を有する医療機関等の協力が得られず、同大学の産科医集約化計画が頓挫した経緯があることが認められるところである。

- ・ 上記のような弘前大学の派遣に対する考え方が公になると、このような状況にある当該地域の関係医療機関においては、具体的な利害関係が生ずることが見込まれ、当該大学が行う、当該地域を含む県内外の公的医療機関への所属医師の派遣先の選定や、派遣期間等といった配置調整等の事務に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められる。また、本件情報3が、県と当該大学相互間のみでの共有を前提とした率直、かつ具体的な意見でもある点からすれば、これを公にすることにより、当該大学の県に対する信頼関係が損なわれ、県が行う他の関連する事業に対して支障が生じることも十分に考えられる。

### ○ 本件情報4について

#### ① 本件情報4の1について

- ・ 当該医師が当該大学等に秘匿している段階での情報であることから、その所属する大学名や勤務を希望する医療機関名等を公にすることによって、当該医師に対する種々の干渉等が想定され、当該医師に不当に不利益を及ぼすおそれは十分にありと認められる。
- ・ 当該情報は、県の派遣機構を通じて行われた医師確保に係る情報であり、このような内密に交渉している段階での情報が公になれば、当該派遣機構を含む県への信頼が失われ、その後の当該派遣機構を活用した種々の活動にも支障が生じるおそれがあると言わざるを得ない。

#### ② 本件情報4の2について

- ・ 上記のような性格を有する本件意見交換で提供された東北大学からの提案であり、その内容は、一般論としての東北大学からの支援にとどまらない、支援計画についての具体的な事業提案であるほか、そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見が含まれるものである。そして、このような情報が公になると、当該大学の県に

対する信頼関係が損なわれ、この種の実務的な会合において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、将来の同様の会合にも重大な支障を及ぼすおそれがあるほか、当該提案に対する県内部での検討が十分でない発案段階の未成熟かつ不確実な情報が公開されることに伴い、県民等の間に不要な混乱を生じさせ、また、外部からの圧力により、「県南地域産科医療体制強化推進事業」など、産科医療体制確保に係る各種施策に不当な影響を受けるおそれも否定できない。

- ・ 東北大学の支援計画に係る事業提案が公になると、当該地域の関係医療機関においては、具体的な利害関係が生ずることが見込まれ、当該大学が行う、所属医師の派遣先の選定や、派遣期間等といった配置調整等の事務に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められる。また、本件情報4の2が、県と当該大学相互間のみでの共有を前提とした率直、かつ具体的な意見でもある点からすれば、これを公にすることにより、当該大学の県に対する信頼関係が損なわれ、県が行う他の関連する事業に対して支障が生じることも十分に考えられる。

③ 本件情報4の3について

- ・ 上記のような性格を有する本件意見交換の場での、そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見が含まれ、そのような情報が公になると、当該大学の県に対する信頼関係が損なわれるほか、この種の実務的な会合において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、将来の同様の会合にも重大な支障を及ぼすおそれがあるものである。
- ・ 当該情報は、派遣システムの構築に関する県の提案の具体的な内容やこれに対する弘前大学の意見等であり、これが公になると、対象となる関係医療機関においては、具体的な利害関係が生ずることも否定できず、当該大学が行う、所属医師の派遣先の選定や、派遣期間等といった配置調整等の事務に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められる。

④ 本件情報4の4について

- ・ 上記のような性格を有する本件意見交換の場での、そのまま公表した場合には外部からの反発が十分に予想されるような提供者の内心を吐露した率直な意見であり、そのような情報が公になると、当該大学の県に対する信頼関係が損なわれるほか、この種の実務的な会合において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、将来の同様の会合にも重大な支障を及ぼすおそれがあるものである。
- ・ 当該情報は、特定の病院に派遣されている臨床研修医の研修システムの在り方に関する弘前大学の具体的な意見であり、これが公になると、当該病院はもちろんのこと、臨床研修医を受け入れる他の医療機関等においても、具体的な利害関係が生ずる可能性が高いものと思われ、当該大学が行う、所属医師の派遣先の選定や、派遣期間等といった配置調整等の事務に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められる。

- よって、本件情報2は条例第7条第6号に、本件情報3は条例第7条第7号に、本件情報4は条例第7条第6号及び第7号に該当する。
- なお、本件意見交換の態様は、上記のとおり、公開が予定されていない、小規模な実務的会合の場であると認められ、率直かつ自由かつ

たつな意見交換が行われているのであり、そこでの協議内容は、県が産科医療体制の確保施策を進めていく上での参考意見、指針として活用されるものではあるが、修正等の可能性も否定できない、未成熟かつ流動的な情報である。この点を重視すれば、本件行政文書1及び本件行政文書2は、その全体を条例第7条第6号及び第7号に該当するとして不開示とすることも、これを直ちに否定することはできない内容であると考えられるところ、実施機関は、条例第8条に規定する部分開示の趣旨を踏まえ、県の説明責任を果たす観点から、医師確保に向けた県の取組に係る情報を、不開示情報該当部分を除いて、開示したものと考えるのが相当である。

<絶対的公開情報であるとの主張について>

- 異議申立人は、「本件行政文書1及び本件行政文書2は、共に公開した方が県民の利益が圧倒的に大きく、まさしく「絶対的公開情報」に相当する」とし、その理由として、「医師確保のための行政は県民の生命、健康に直接関わっており、そもそも県民に公開できるような、公明正大な交渉がなされなければならない。交渉途中だからとか、人事に関わるとかの理由を隠れ蓑に、不公正、不透明な経過をたどってはならない」旨主張している。
- 人の生命、健康等の保護が重要な公益であることは疑いのないところであるが、条例は、これに関係する情報であれば、すべて無条件に開示するという制度内容とはなっていない。個々の情報と人の生命、健康等の保護との関わりの程度は一樣ではなく、開示、不開示の判断に当たっては、条例に定められた各条項の内容、趣旨に従って個別具体的な判断が求められるものである。
- 本件行政文書1及び本件行政文書2に記録された情報は、医師確保のための行政に係る情報であり、確かに、県民の生命、健康に関わる情報ではあるが、そのことのみをもって本件処分の妥当性を判断することはできない。本件情報1から本件情報4までの各情報に対する当審査会の判断は上述のとおりであって、異議申立人の当該主張は、これを左右するものではない。

<結論>

以上のとおり、本件情報1ないし本件情報4は、条例第7条第3号、第6号又は第7号に該当するので、第1のとおり判断する。